

23年度に取り組む 主要施策の概要

新宿区基本構想や新宿区総合計画に掲げた目標の実現に向けて、区が今後積極的に取り組んでいく施策のうち、主要な事業の概要を、基本構想に掲げる基本目標に沿ってご紹介します。（1面から続く）

まちづくり編

基本目標 1 区民が自治の主力として、考え、行動していけるまち

▶自治基本条例の施行、▶（仮称）NPOふれあいひろばの整備、▶町会・自治会アドバイザーによる専門相談サポート等の実施ほか

基本目標 2 だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

▶第2次男女共同参画推進計画の策定、▶世帯形成期の若者への支援（「30歳のつどい」の開催等）、▶待機児童の解消対策（認可保育園の開設・改修、認証保育所の開設、家庭的保育事業の拡充等）、▶多様な保育サービスの充実（病児・病後児保育、延長保育等）、▶西新宿子ども園・柏木子ども園の開設、（仮称）落五・中井子ども園の開設準備、▶子どもの居場所づくりの充実（放課後子どもひろば、学童クラブ）、▶子ども総合センターの開設による総合的な子育て支援の充実、▶専用室型一時保育の拡充、▶土曜日の授業の拡大、▶情緒障害等通級指導学級の新設、▶学校図書館スタッフの充実、▶学校適正配置の推進、▶地域協働学校の推進、▶新中央図書館等の建設基本計画の策定、▶落合地区の地域図書館の検討、▶がん対策や食育に関する施策も含めた次期健康づくり行動計画の策定、▶区独自の「女性の健康手帳」の作成、▶女性特有のがん対策の推進（子宮頸がん予防ワクチン接種事業、子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券等）、▶ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業の実施ほか

基本目標 3 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

▶小規模多機能型居宅介護施設と認知症高齢者グループホーム等の複合施設整備、▶高齢者総合相談センターの区施設への併設の推進、▶介護支援ボランティア・ポイント事業の対象年齢引き下げ、▶高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定、▶知的障害者入所支援施設等の整備、▶知的障害者等のグループホームの整備、▶障害者施設における医療的ケア体制への支援、▶第3期障害福祉計画の策定、▶ホームレス対策の推進、▶就労支援の推進（勤労者・仕事支援センター運営助成）、▶地域企業就業支援事業の実施、▶都市型軽費老人ホームの整備促進、▶マンション管理相談員派遣事業の実施、▶区営住宅再編整備（早稲田南町地区）、▶耐震補強工事費助成の拡充、▶道路・公園の治水対策・擁壁（がけ）の安全対策の充実、▶高層マンションの防災対策の推進、▶家具類転倒防止器具の取り付け相談等の実施、▶小滝橋地域防災活動拠点の開設、▶万引き防止対策等の推進、▶民有灯の維持管理の支援、▶消費者被害の防止や消費者活動支援の取り組みほか

基本目標 4 持続可能な都市と環境を創造するまち

▶資源回収の推進（乾電池回収）、▶区民や事業者の省エネルギーへの取り組みの促進・支援、▶エコスクールの推進（校庭の芝生化、屋上緑化等）、▶電気自動車の試験的導入、▶「区民ふれあいの森」の整備、▶玉川上水・内藤新宿分水散歩道の公開・整備、▶鉄道駅のホーム柵設置助成、▶新宿駅東西自由通路の整備促進、▶中井駅周辺整備、▶自転車駐輪場・自動二輪車駐車場の整備、▶自転車交通ルール・マナーの普及啓発、▶補助第72号線の整備、▶細街路拡幅整備の推進ほか

基本目標 5 まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

▶景観まちづくり計画による「地域の景観特性に基づく区分地区」の追加、▶身近な公園の整備（かば公園の改修案作成）ほか

基本目標 6 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

▶漱石山房の復元に向けた取り組みの推進、▶（仮称）中村^{なかつ}アトリエ記念館の整備、▶地域文化財として近代以降の資料の保護・継承、▶産業振興基本条例の施行、▶高田馬場創業支援センターの設置、▶新宿シティプロモーション推進協議会の活動、▶観光施策の充実、▶歌舞伎町ルネッサンスの推進、▶商店街活性化の取り組み、▶多文化共生のまちづくりの推進（外国にルーツを持つ子どもの実態調査の実施、外国人への情報発信の充実）ほか

区政運営編

基本目標 1 好感度一番の区役所の実現

▶休日窓口開設の試行、▶（仮称）住民税・国民健康保険料納付コールセンターの設置、▶経常事業も含めた行政評価の実施、▶第二次実行計画の策定ほか

基本目標 2 公共サービスのあり方の見直し

▶指定管理者制度の活用（児童館、シニア活動館、地域交流館、図書館、あゆみの家）、▶施設の跡地等の活用（旧東戸山中学校跡地の「新宿ここ・から広場」全面オープン、シルバー人材センター移転後の活用、戸塚特別出張所移転後の活用、子ども発達センター移転後の活用等）ほか

確定申告はお済みですか

インターネットでも申告できます

期限間際は窓口が大変混雑します

【問合せ】新宿税務署（北新宿1-19-3） ☎（3362）7151・四谷税務署（三栄町24） ☎（3359）4451へ。

● インターネットで申告書等の作成・提出・納税ができます
国税庁ホームページ（☎ <http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、印刷（白黒でも可）して税務署に提出できます。また、作成した申告書データ（贈与税を除く）に電子証明書を添付して、送信（提出）もできます（e-Tax・イータックス）。
e-Taxには、「添付書類の提出を省略」「最高5千円の税額控除（平成19年分～22年分）でいずれか1回」「還付申告の場合に還付金受領までの期間が約3週間に短縮」などのメリットがあります。
※ e-Taxの利用には、事前の手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

● 所得税・贈与税の申告は3月15日（火）までに
期限間際は窓口が大変混雑します。お早めに申告をお願いします。期限までに申告しなかったり、間違った申告をすると、後で不足分を納めるだけでなく、加算税等がかかることがあります。

● 所得税・贈与税の納税は3月15日（火）までに
期限内に納税しないと、延滞税がかかる場合があります。
所得税の確定申告により納付する税金の2分の1以上の金額を3月15日（火）までに納付すれば、残りの金額は5月31日（火）まで延納することができます。

● 税金の確定申告は4月22日（金）、個人事業者の消費税・地方消費税は4月27日（水）です。
● にせ税理士にご注意を
税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。資格のない「にせ税理士」にご注意ください。

● 開設中
所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出ができます。開設期間中は、税務署内に申告書作成会場はありません。
※ 提出のみの方は税務署でも受け付けます。

● 【開設日時】3月15日（火）まで（土・日曜日を除く）、午前9時～午後5時（相談は午前9時15分から）
※ 混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。午後4時までにお願いいたします。

● 【会場】新宿アイランド地下1階アクアプラザ（西新宿6-5-1）
● 納税は振替納税で
所得税、個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。

● 【振替納付日】所得税は4月22日（金）、個人事業者の消費税・地方消費税は4月27日（水）です。

振り込め詐欺急増！ 電話で「お金を振り込んで」と言われたら 迷わず110番！

振り込め詐欺急増！ 電話で「お金を振り込んで」と言われたら 迷わず110番！